

# 令和7年度 いじめ防止基本方針

喜多方市立豊川小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、福島県いじめ防止基本方針、喜多方市いじめ防止基本方針を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放棄することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【具体的ないじめの態様（例）】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
  - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ 対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
  - ・ 席を離される。
  - ・ 存在を否定される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
  - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
  - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
  - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

### (2) いじめ防止等の対策のための組織

「学校基本方針」に定められたことを実行に移す際の中核として、「いじめ防止対策委員会」を設ける。

- ① 構成員
  - ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年
- ② 組織の役割
  - ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
  - ・ 未然防止等、教職員の資質能力向上ための校内研修
  - ・ いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整  
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)
- ③ その他
  - ・ 「いじめ防止対策会議（全職員）」を、年3回定期的に開催、また、必要に応じて臨時に開催し、職員の共通理解を図るとともに、全職員一丸となっていじめの防止に取り組む。

### (3) いじめの未然防止のための取組

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

- ・規律
- ・学力
- ・自己有用感

★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てる。

① 授業では 規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。

- ・わかる授業づくりを進める。
- ・すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
- ・授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の問題を改善する。
- ・教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

② 道徳や特別活動等では 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- ・道徳教育、学級活動の充実を図り、計画的・継続的な指導をする。
- ・他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- ・友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- ・特別活動など、他の児童生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- ・児童会で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。

③ 休み時間や部活動等では

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。

- ・「小さなサイン」を見逃さない。
- ・よりよい人間関係づくりを指導する。
- ・一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- ・児童への温かい言動に心がける。

④ インターネット上のいじめを防止するために 関係機関と連携し、情報を収集する。

- ・情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- ・携帯電話やスマートフォンなどに関する情報モラル教育を実施する。
- ・保護者懇談会やPTA総会等を利用して、フィルタリングを徹底する等、保護者へ啓発をする。

### (4) いじめの早期発見、早期対応のための取組

児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。

- ・QUテストの結果等も活用しながら学級づくりを進める。
- ・児童、保護者対象のいじめアンケートを学期ごとに実施する。
- ・定期的に教育相談を実施する。
- ・いじめ110番相談コーナー等の活用を周知する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。
- ・「いじめ防止基本方針」を学校ホームページへ掲載し、保護者及び地域との連携強化と、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ・教職員の意識の向上を図り、いじめ・人権に関する校内研修を実施する。

### (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取組

① いじめ防止対策委員会がいじめとして対応する事案か否かの判断

- ・いじめの事実確認をする。（いじめられた児童、いじめた児童、保護者等。一方的、一面的な解釈で対応しない。プライバシーを守る。迅速に対応する。）
- ・教育委員会への報告、警察・児童相談所等と連携を迅速に行い、具体的な対応策を検討する。
- ・対策委員会を母体に情報を共有し、全職員で対応する。

② 被害児童と保護者の支援

- ・安全確保をし、心に寄り添い共感的に理解する。
- ・家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。

③ 加害児童への指導と保護者への助言

- ・「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。
- ・望ましいあり方について児童や保護者へ助言等、継続的・組織的な指導をする。
- ・教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、自分の問題として捉えさせる等の手段を講じ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していく。
- ・臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑤ インターネット上のいじめを発見した場合の対処

- ・関係児童から聞き取り等の調査をする。
- ・被害にあった児童等のケア等、必要な措置をする。
- ・掲示板やブログなどに誹謗・中傷の書き込みなどを発見した場合は、市教委と対応を協議し、速やかに管理者、プロバイダ、法務局等に削除依頼を申請する。LINE等の場合はアカウント自体を削除する等の対応を速やかに行う。

⑥ 解消・解決の確認と説明

いじめの解消について少なくとも次の二つの要件が満たされていることを確認する。

- ・いじめ（インターネットを通じて行われるものも含む）が3か月以上止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

## (6) 重大事態発生時の対応

### 【重大事態とは】

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・心身に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（相当の期間にかかるわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
- 児童や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき

### ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

### ② 教育委員会の指導・支援のもとでの対応

- ・学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
- ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

## (7) 年間計画

月	活動内容 (生徒指導、いじめ防止・教育相談、校内研修等)	評価計画
4	学校いじめ防止基本方針の確認（職員会議） 健康・生徒指導協議会①（配慮を要する児童の共通理解） いじめ防止指導（各学級） 学校スローガンの発表 QUテストの実施と分析①（第6学年）	計画・目標の作成と提示
5	生徒指導協議会② いじめに関するアンケート調査①（児童・保護者） 教育相談事前アンケート①	
6	教育相談①（児童） いじめ防止対策会議①（実態把握と対応）	
7	「スマホ・ケータイ安全教室」（4年児童・保護者）	1学期の評価と反省
8	いじめ・人権に関する校内研修	
9	生徒指導協議会③（夏休みの反省・各学級の諸問題）	
10	いじめに関するアンケート調査②（児童・保護者） 教育相談事前アンケート② 教育相談②（児童） QUテストの実施と分析②（第6学年）	
11	いじめ防止対策会議②（実態把握と対応） 個別懇談（保護者）	
12		2学期の評価と反省
1	生徒指導協議会④（冬休みの反省・各学級の諸問題） いじめに関するアンケート調査③（児童・保護者）	
2	いじめ防止対策会議③（実態把握と対応） 次年度の学校スローガン作り	
3	次年度のいじめ防止対策計画の検討と作成	年間の評価と反省

## (8) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行い、必要に応じて見直すというR-PD CAサイクルを行う。評価の方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価結果を踏まえ、3学期中に次年度の改善案を検討する